

# 「福島牛」販売店・銘柄「福島牛」料理店・「福島牛」卸売店 県内指定基準

## (趣 旨)

第1条 この指定基準は、福島牛販売促進協議会(以下、「協議会」)規約 第3条(2)及び(3)に基づき、県内における「福島牛」販売店・料理店・卸売店の指定に関する基準を定めることとする。

## (対象牛)

第2条 この指定基準に関する対象牛を次により定めることとする。

- (1) 「福島牛」  
県産黒毛和種のうち、(社)日本食肉格付協会の定める 格付「3等級・2等級」の牛とする。
- (2) 銘柄「福島牛」  
県産黒毛和種のうち、(社)日本食肉格付協会の定める 格付「4等級以上」の牛とする。

## (指定の種類)

第3条 指定の種類は、次の通りとする。

- (1) 「福島牛」販売指定店  
「福島牛」販売店で、第2条(1)・(2)の牛肉を販売する店舗。
- (2) 銘柄「福島牛」料理指定店  
「福島牛」料理店で、第2条(2)の牛肉を提供する店舗。
- (3) 「福島牛」卸売指定店  
「福島牛」卸売店で、第2条(1)・(2)の牛肉を取り扱う店舗。

## (指定の要件)

第4条 指定の要件は、次の通りとする。

- (1) 第3条の(1)の「福島牛」販売指定店は、第2条の対象牛を協議会 会員または「福島牛」卸売指定店から供給を受け、常時店舗内で表示販売をすること。  
第3条の(2)の銘柄「福島牛」料理指定店は、原則として第2条の対象牛を協議会会員または「福島牛」販売指定店・「福島牛」卸売指定店から供給を受け、常時取り扱うこと。  
第3条の(3)の「福島牛」卸売指定店は、第2条の対象牛を協議会 会員から供給を受け、「福島牛」販売指定店・銘柄「福島牛」料理指定店に供給すること。
- (2) 協議会が行う行事に積極的に参加すること。
- (3) 協議会の別に定める協力金を納付すること。
- (4) 協議会の発行する『指定証』及び『指定看板』等を店舗内の明瞭な場所に掲示すること。
- (5) その他、「福島牛」の販売促進・啓蒙に協力すること。

(標準食肉販売店の優遇措置)

第5条 第3条の(1)の「福島牛」販売指定店の指定は、標準食肉販売店を優先して指定する。

(指定の手続き及び指定)

第6条 指定を受けたい「福島牛」販売店・料理店・卸売店は、別紙指定申請書に必要事項を記入の上、協議会 会員を経由して事務局に提出する。

2. 協議会は幹事会において、指定申請書の内容を審査し県内指定基準等を勘案のうえ指定することとし、委員会において報告する。
3. 協議会は幹事会における審査結果を指定申請者に速やかに通知し、指定の場合は協議会の発行する『指定証』及び『指定番号証』等を送付する。
4. 指定店が廃業及び協議会を脱会するときは、配布した『指定証』及び『認定番号証』を事務局に速やかに返却することとする。

(指定の取消)

第7条 協議会は、次の場合に指定店の指定を取り消すことが出来ることとする。

- (1). 指定申請書の内容に虚偽の事実があった場合。
- (2). 第4条の指定の要件等に違反及び指定店にふさわしくない行為があった場合。

付 則

この県内指定基準は、平成20年7月29日から施行する。